

(独) 医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター和歌山研究部
の道路拡張に伴う土地の処分について

医基発第 号
平成22年2月 日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

独立行政法人医薬基盤研究所
理事長 山西 弘一

申 請 書

独立行政法人医薬基盤研究所の所有する下記の土地の譲渡処分にかかる「独立行政法人通則法」第48条第1項に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 処分等にかかる財産の内容及び評価額

所 在 地 和歌山県日高郡日高川町土生1205-1

区分・数量 土地 823.34m²

評 価 額 26,620,430円 (平成22年1月31日現在)

2. 処分の理由等

当該土地は、国立医薬品食品衛生研究所大阪支所の和歌山薬用植物栽培試験場として運営されていた圃場であるが、平成17年4月に医薬基盤研究所へ移行の際、現物出資された承継財産であり、医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター和歌山研究部として、主に近畿圏の薬用植物の系統保存栽培を行っている。

このたび、和歌山研究部が所在する日高川町長から当職あて、通学用歩道設置等のための土地提供依頼（平成21年7月24日）があった。

和歌山研究部の隣接する町道等は「御坊市日高川町組合立大成中学校」の通学路としても利用されているが、線形が悪く上り急勾配であるうえに狭隘で車・歩道の区分けがないことから、歩行又は自転車通学生等と、地域住民等の車両が交錯し非常に危険な状況が続いているため、日高川町において路幅拡張、歩道整備等の町道改良工事が計画され、それに伴い和歌山研究部の一部土地に用地・物件補償を伴う収用依頼が発出されたものである。

日高川町は、この土地について有償（買い上げ）の意向である。

3. 処分等の方法

医薬基盤研究所会計規程第39条第2項及び同会計事務取扱要領第9条第1項第6号に基づく随意契約により、日高川町へ有償譲渡する。

4. 処分等の条件

当研究所固定資産管理取扱要領第21条に基づき日高川町へ有償譲渡する。

5. 研究所の業務運営上支障がない旨及びその理由

当該土地において、収用依頼のある畑等で育成・栽培している植物等については、当該研究部内の畑に移植あるいは伐採する。

さらに、つくば市等にある薬用植物資源研究センター等に移送することが必要なものは順次搬送する。

また、道路改修にかかる諸作業（区画フェンスの移設等）は、日高川町の負担により実施することになっている。

これらのことにより医薬基盤研究所の事業運営に支障はないと考える。

6. 添付書類

別紙（1）法務局登記簿謄本（写）

①	日高川町大字土生字門田	1158番1	【省略】
②	日高川町大字土生字城ヶ原	1203番1	【省略】
③	日高川町大字土生字城ヶ原	1205番1	【省略】
④	御坊市藤田町藤井字灰原	1840番1	【省略】

別紙（2）図面

- ⑤ 位置図
- ⑥ 公図（写）
- ⑦ 収用図

別紙（3）写真

別紙（4）鑑定評価書（写） [承継時（H17.4.1）]

別紙（5）日高川町からの依頼書（写）